

「北陸障がい者就農促進ネットワーク」運営に係る規約

平成25年11月15日
一部改正 平成27年10月 1日
一部改正 平成28年 4月 1日
一部改正 平成30年 1月 1日

1 目的

「北陸障がい者就農促進ネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）は、ネットワークのメンバーが相互に情報共有等を行うことにより、障がい者就農の取組を促進することを目的とする。

2 活動

ネットワークは、1に掲げる目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 障がい者就農に関する情報の収集及び提供
- (2) メンバー相互間の連携・交流
- (3) その他ネットワークの目的を達成するために必要な活動

なお、ネットワークの活動を通じて得た情報については、それぞれのメンバーの責任において管理することとする。

3 メンバー

ネットワークのメンバーは、原則として北陸地域（新潟県、富山県、石川県及び福井県）において1の目的に沿って活動する個人又は団体、行政機関等とする。

4 入会及び退会

ネットワークへの入会は事務局に申し出て、登録を受けるものとする。退会も同様とする。

5 会費

会費は徴収しない。

6 事務局

ネットワークの事務は、北陸農政局農村振興部農村計画課において行う。

7 雑則

この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に必要な事項は、メンバーで協議し定めるものとする。

附則

この規約は、平成25年11月15日から施行する。

この規約は、平成27年10月1日から施行する。

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

この規約は、平成30年1月1日から施行する。